

第六三回

参第一〇号

へき地教育振興法の一部を改正する法律（案）

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「恵まれない」を「恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い」に改める。

第三条第五号を次のように改める。

五 へき地学校において学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）による学校給食（以下「学校給食」という。）を実施すること。

第三条に次の二号を加える。

六 へき地学校の児童及び生徒のための寄宿舎を設置し、及び管理し、並びに児童及び生徒の世話をするために必要な職員（以下「寄宿舎職員」という。）を当該寄宿舎に配置すること。

七 へき地学校の児童及び生徒の通学のための自動車又は船舶の購入、整備及び運行その他へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置（前号に掲げるものを除く。）を講ずること。

第三条に次の一項を加える。

2 市町村は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条第一項及び第二項（同法第四十条において準用する場合を含む。）に規定する職員を前項第六号に規定する寄宿舎職員として配置してはならない。

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 へき地学校に養護教諭又は養護助教諭を置くこと。

第五条の三第一項中「級別に応ずる支給割合を乗じて算出するものとし、当該級別の指定は条例で行い、当該支給割合は条例で定めるものとする」を「級別及び種別に応ずる支給割合を乗じて算出するものとする。ただし、その額がへき地学校の級別及び種別に応じて定められる最低保障額に達しないときは、その最低保障額に相当する額をへき地手当の月額とするものとする」に改め、同条第二項中「程度の軽重」を「程度及び市町村の財政の状況」に、「その級別指定の基準は、文部省令で定める」を「へき地手当に関するへき地学校の種別は、五級について、へき地学校の所在地の保健、医療その他の衛生に関する環境の程度に応じ、一種から三種までとする」に改め、同条第三項中「第一項の規定による」を削り、「級別の」を「級別及び種別の」に改め、「前項の規定により」を削り、「級別指定」を「級別及び種別の指定」に、「これを」を「条例で、」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する支給割合は、次の表の上欄に掲げる級別及び種別に応ずるそれぞれ同表の中欄に掲げる割合を基準とし、同項に規定する最低保障額は、同表の上欄に掲げる級別及び種別に応ずるそれぞれ同表の下欄に掲げる額を下らないように、条例で、定

めなければならない。

へき地学校の級別及び種別	基準となるべき割合	最低保障基準額	
一 級	百分の十	三千五百円	
二 級	百分の十五	五千二百五十円	
三 級	百分の二十	七千円	
四 級	百分の二十五	八千七百五十円	
五 級	一 種	百分の三十	一万五百円
	二 種	百分の三十三	一万千五百五十円
	三 種	百分の三十六	一万二千六百円

第五条の三を第五条の五とし、第五条の二を第五条の四とし、第五条の次に次の二条を加える。

(市町村の負担)

第五条の二 へき地学校において学校給食を実施する場合における学校給食法第六条第二項の学校給食費は、同項の規定にかかわらず、当該へき地学校を設置する市町村の負担とする。

(生活指導に従事する教諭等)

第五条の三 都道府県は、へき地学校にもつぱら児童又は生徒の生活指導に従事する教諭又は助教諭を置かなければならない。

第六条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「事務」の下に「(同条第一項第六号に掲げる事務にあつては、寄宿舎職員を配置する寄宿舎に係るものに限る。)」を加え、「二分の一」を「十分の八」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「及び算定基準」を「算定基準その他補助に関し必要な事項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、市町村が第三条第一項第六号に規定する寄宿舎に寄宿する児童又は生徒に対して食事を給する場合には、当該市町村に対し、当該食事を給するために要する経費(学校給食の実施に係るものを除く。)で当該市町村の負担に係るものについて、その十分の八を補助する。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第五条の三第一項から第四項までの改正規定は、昭和四十五年十月一日から施行する。
- 2 昭和四十五年度以前の予算に係る国庫補助金については、なお従前の例による。

理 由

へき地教育の振興をはかるため、市町村及び都道府県の任務に関する規定を整備するとともに、へき地手当を支給する場合の基準となるべき割合を高め、かつ、その最低保障基準額を定めることとし、あわせて国の市町村に対する補助率を十分の八に高めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十六年度約百七十八億四千五百万円（昭和四十五年度約三億六千五百万円）の見込みである。